

## 健康保険 任意継続被保険者 資格喪失申出書

## 記入例

下記①から④の資格喪失事由により、任意継続被保険者の資格を喪失するための申出書です。

被 保 険 者 情 報	被保険者証	記号 9000	番号 2222		
	氏名	(フリガナ) ケンポ ジロウ 健保 次郎	生年月日	昭和 平成	60年11月22日
	住所	〒 111-2222 東京都豊島区北大塚〇-〇〇-〇〇	電話番号		03(3333)3333

※該当する資格喪失事由に✓を付け、該当項目をご記入ください。

資 格 喪 失 事 由	<input type="checkbox"/> ① 健康保険または船員保険の被保険者資格を取得したため							
	新たに取得した健康保険の被保険者証の記号番号		資格取得日	令	和	年	月	日
	適用事業所の名称							
	適用事業所の所在地							
<input type="checkbox"/> ② 後期高齢者医療制度の被保険者となったため								
後期高齢者医療の被保険者証の被保険者番号		資格取得日	令	和	年	月	日	
都道府県後期高齢者医療広域連合の名称	( )						後期高齢者医療広域連合	
<input type="checkbox"/> ③ 死亡のため								
死亡年月日		令	和	年	月	日		
<input checked="" type="checkbox"/> ④ 任意継続被保険者でなくなることを希望するため								

## 【添付書類と注意事項】

喪失事由	添付書類	注意事項
①又は②	●任意継続被保険者の被保険者証(被扶養者分を含む) 高齢者受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せて添付してください。 ●新たに取得した被保険者証の写し	○任意継続被保険者の資格喪失日は、新たに取得した被保険者証の資格取得日となります。 ○任意継続被保険者の保険料は、資格喪失月の前月分までとなります。
③	●死亡日の確認ができるもの (死亡診断書の写し、住民票の除票など)	○任意継続被保険者の保険料は、死亡日の翌日が属する月の前月分までとなります。 ○既に納付済の保険料がある場合は、別途、添付書類が必要となりますので、当組合へご連絡ください。
④	●任意継続被保険者の被保険者証(被扶養者分を含む) ⑨ 被保険者証の添付について 資格喪失事由が④の場合、申出月の月末までは被保険者証を使用することができます。 月末まで被保険者証を使用する予定がある場合は、この申出書に被保険者証は添付せず、申出月の翌月1日以降に当組合へご送付ください。 高齢受給者証や限度額認定証なども同様です。	○任意継続被保険者の資格喪失日は、この申出書を当組合が受理した日の属する月の翌月1日となります。 ○任意継続被保険者の保険料は、この申出書を受理した日の属する月分までかかります。 ○申出後にこの資格喪失を取り消すことはできません。

⑨ 任意継続被保険者の資格取得月内に資格喪失となった場合、その月の保険料はかかります。

受付印

健康保険組合 記入欄	令和 年 月 日 喪失
---------------	-------------